

中能登町 公告

令和 6 年度子どもの定期予防接種（A 類疾病）の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

中能登町長 宮下 為幸

1. 予防接種の種類、対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

予防接種名	標準的な接種時期		回数	接種券有効期限	
ロタウイルス	ロタリックス®	初回接種は生後 2 月～ 出生 14 週 6 日後まで	2 回	出生 6 週 0 日後～ 出生 24 週 0 日後まで	
	ロタテック®		3 回		
B 型肝炎	初回	生後 2 月～生後 9 月に至るまで	2 回	1 歳に至るまで	
	追加		1 回		
小児用肺炎球菌	初回	初回接種開始は生後 2 月～生後 7 月に至るまで	3 回	生後 2 月～5 歳に 至るまで	
	追加	初回接種終了後 60 日以上の間隔をおい て、生後 12 月～生後 15 月に至るまで	1 回		
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ(※)	1 期	初回	初回接種開始は生後 2 月～生後 7 月に至るまで	3 回	生後 2 月～7 歳 6 月に 至るまで
		追加	初回接種終了後 6 月～ 18 月までの間隔をおく	1 回	
B C G	生後 5 月～生後 8 月に達するまで		1 回	1 歳に至るまで	
麻しん風しん	1 期	1 歳～2 歳に至るまで		1 回	左記の標準的な 接種時期内
	2 期	就学前の 1 年間（年長児）		1 回	
水痘	1 歳～3 歳に至るまで		2 回	左記の標準的な 接種時期内	
日本脳炎	1 期	初回	3 歳～4 歳に達するまで	2 回	生後 6 月～7 歳 6 月に 至るまで
		追加	4 歳～5 歳に達するまで ※第 1 期初回接種終了後おおむ ね 1 年を経過した時期	1 回	

※ヒブ単独で接種する場合、対象者は生後 2 月～生後 60 月に至るまで、標準的な接種期間は、初回接種開始は生後 2 月から生後 7 月に至るまでに 3 回、追加接種は、初回接種終了後 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回接種する

